

令和7年11月12日
清掃・リサイクル部
世田谷清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(^{ひさし}庇 テント損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和7年7月17日(木) 午前9時10分頃(天候:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区内
- (3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)の世田谷清掃事務所職員が
ごみ収集業務のために、軽小型ダンプ車で路地に侵入しようと
左折する際、甲車両の左側前方のアオリが、相手方(以下「乙」
という。)店舗軒先の^{ひさし}庇 テントに接触した。
- (4) 相手方等 別紙のとおり

2 損害賠償額 308,000円(自動車保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和7年10月30日